

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第 6 号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

(行財政局人事部給与課)